

重度障害者福祉タクシー事業委託

【事業概要】

市営バス及び民営バスの利用が困難な移動に制約を伴う重度障害者に対して、川崎市重度障害者福祉タクシー利用券を交付し、タクシー乗車料金の一部を助成することにより、重度障害者の外出と社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とした事業。

- 1 対象者
 - ① 身体障害者手帳 1、2 級の者
(障害種別は下肢・体幹・視覚・内部障害のみ)
 - ② 知的障害 IQ35 以下の者
 - ③ 身体障害者手帳 3 級 (障害種別は下肢・体幹・視覚・内部障害のみ)
で、かつ知的障害 IQ50 以下の者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者
※他の制度との重複は不可。

- 2 交付枚数 月 7 枚、年 84 枚
(ただし、人工透析で週 3 回以上通院している者については、
月 7 枚、年 84 枚の割増交付を実施。)

- 3 利用額 関東運輸局長が認可した運賃及び迎車料 500 円までを助成。
福祉有償運送についても、500 円までを助成。
請求の取りまとめは非営利法人に委託。
1 回の乗車において複数枚使用が可能。

【利用券取扱事務について】

1 事業の名称

川崎市重度障害者福祉タクシー事業

2 事業の委託先

川崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱に基づいて実施する事業に関し、次の団体が川崎市からの委託により行う。

公益財団法人 川崎市身体障害者協会

所在地 〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6

電話 044-244-3975

FAX 044-246-6943

川崎市に協力機関として届出を行った事業者等が受領した福祉タクシー券をとりまとめ、その助成した金額に基づき、換金を行う。

5 事務の手順

① 登録

ホームページに掲載している様式の提出により、協力機関として登録

↓

② タクシー券の受領・割引

会員のうち、福祉タクシー券の交付を受けている者から1枚の利用につき、500円までの運送の対価分を割り引く。なお、500円に満たない場合は、実際の利用金額を割り引く。

↓

③ とりまとめ・請求

四半期（3か月）ごとにタクシー券をとりまとめ、別紙の請求書に内訳を記入の上、とりまとめたタクシー券と一緒に委託先あて提出する。

※ 締め月の翌月5日までに請求すること。

↓

④ 支払

指定した銀行口座への振込により、助成額分を支払います。

※ 協力機関登録後は、川崎市身体障害者協会ホームページにて「タクシー利用券取扱協力機関一覧」として掲載させていただきますので、その旨御了承下さい。

川崎市重度障害者福祉タクシー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会生活上の移動に制約を伴う重度障害者に対して、川崎市重度障害者福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付し、外出時に利用するタクシー等の乗車料金の一部を助成することにより、重度障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成を受けることのできる者は、本市に住所地を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者で、当該身体障害者手帳に身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別（以下「身体障害等級」という。）が1級又は2級である者として記載されている、体幹・視覚及び内部障害者。
 - (2) 身体障害等級が1級又は2級に該当する身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者。
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された者。
 - (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害等級が3級であるものと記載されている、下肢・体幹・視覚及び内部障害者であって、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者。
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者。
- 2 前項に規定する者のうち、次のいずれかに該当する者は、助成の対象から除外するものとする。
- (1) 「福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則」に基づく特別乗車証の交付を受けている者。
 - (2) 「川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例施行規則」に基づく高齢者フリーパスの無料交付を受けている者。
 - (3) 「川崎市障害者外出支援乗車事業に関する規則」に基づく川崎市ふれあいフリーパスの交付を受けている者。

(申請)

第3条 この助成を受けようとする者は、川崎市重度障害者福祉タクシー利用券交付申請書兼記載事項変更届（第1号様式。以下「申請書兼変更届」という。）をその住所地を所管する福祉事務所長（以下、「事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 第6条に規定する通用期間満了後も継続してこの助成を受けようとするときは、申請書兼変更届の提出を省略することができるものとする。

(交付)

第4条 事務所長は、前条の規定により申請書兼変更届を受理したときは、その内容を審査し、第2条及び第5条の規定に該当するものと認めたときは、申請者に対し、利用券（様式は別途定める。）を交付し、受領印を徴する。

2 前項により交付する利用券の数は、第2条に該当するものには月7枚とし、申請の日の属する月から当該年度分を一括交付する。

(割増交付)

第5条 第2条に規定する対象者のうち、腎臓機能障害者であって人工透析のため週3回以上通院する者は、前条第2項の規定に加えて、月7枚の割増交付が受けられるものとする。

2 その際、第3条第1項に規定する申請の際に、その旨を明記することとする。

(利用券の通用期間)

第6条 利用券の通用期間は、交付した月の属する年度の末日までとする。

(交付申請書記載事項の変更手続)

第7条 提出した交付申請書の記載内容に変更があった場合の届出は、申請書兼変更届を取扱機関（市内における住所異動において取扱期間が変更となる場合は新取扱機関）に提出しなければならない。

(助成額)

第8条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という）が、第9条第1項第1号から第4号までに規定するタクシー（以下「タクシー等」という。）に乗車するときは、利用券の提出をもって、タクシー等がそれぞれに定める乗車料金を助成するものとし、第9条第1項第5号に規定する福祉有償運送登録車両に乗車するときは、利用券の提出をもって、当該車両が関東運輸局神奈川運輸支局へ登録した運送の対価を基に利用距離から算出した額（以下「福祉有償運送利用運賃額」という。）を助成するものとする。この場合の利用券1枚の助成上限額は、500円とする。なお、タクシー等がそれぞれに定める乗車料金及び福祉有償運送利用運賃額（以下「乗車料金等」という。）が助成上限額を超過する場合は、乗車料金等と助成上限額との差額を利用者が負担するものとし、助成上限額に乗車料金等が満たない場合は、乗車料金等を助成限度額とし、おつりは発生しないものとする。

2 1回の乗車において使用できる利用券の枚数は、複数枚使用することができる。

3 運送の対価及び迎車料金以外にかかる料金（待機料金、介助料金等）は、助成の対象に含まない。

4 福祉有償運送登録車両に複数乗車する場合には、利用者本人が請求される福祉有償運送利用運賃額にのみ利用できるものとする。

(助成金の支払方法)

第9条 助成金は、本市と委託契約を締結した次の利用券請求事務取扱い機関をとおして、各サービス提供事業者へ支出するものとする。

(1) 社団法人神奈川県タクシー協会

(2) 神奈川県個人タクシー事業連合会

(3) 道路運送法の規定により自家用有償旅客運送者登録を行っている事業者（以下、「福祉有償運送登録事業

者」という。)からの利用券の取りまとめを行うことができる法人等(以下、「福祉有償運送取扱い機関」という。)であって、特に市長が認めた者。

なお、福祉有償運送取扱い機関においては、前号に規定する第1号又は第2号の利用券請求事務取扱い機関で請求事務を行うことが困難な道路運送法上の許可を取得した事業者の請求事務についても行うことができるものとする。

- (4) 前号に規定する第1号又は第2号の利用券請求事務取扱い機関で請求事務を行うことが困難な道路運送法上の許可を取得した事業者であって、当該事業者の車両を含め20台以上の車両に係る利用券の取りまとめを行うことができる事業者であって、特に市長が認めた者。

(利用できるタクシー)

第10条 利用券で利用できるタクシーは、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人神奈川県タクシー協会に加盟する会社のタクシー
 - (2) 神奈川県個人タクシー事業連合会に加盟する個人タクシー
 - (3) その他の一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者であって、川崎市重度障害者福祉タクシー利用券取扱い協力機関(タクシー等)届出書(第2号様式。以下「協力機関(タクシー等)届出書」という。)を本市に提出し、社団法人神奈川県タクシー協会、又は神奈川県個人タクシー事業連合会において利用券の請求事務を取扱うことができる事業者のタクシー
 - (4) 法人格を有し、道路運送法上の認可を取得した事業者であって、協力機関(タクシー等)届出書を本市に提出し、社団法人神奈川県タクシー協会、又は神奈川県個人タクシー事業連合会において利用券の請求事務を取扱うことができる事業者のタクシー
 - (5) 福祉有償運送登録事業者であって、川崎市重度障害者福祉タクシー利用券取扱い協力機関(福祉有償運送)届出書(第3号様式)を本市に提出し、福祉有償運送取扱い機関において利用券の請求事務を取扱うことができる事業者の福祉有償運送登録車両
- 2 前項に規定する第3号及び第4号の事業者であって、社団法人神奈川県タクシー協会又は神奈川県個人タクシー事業連合会が利用券の請求事務を行うことが困難な事業者については、第8条(3)又は(4)に規定する利用請求事務取扱い機関において請求事務が可能な場合に限って利用できるものとする。

(利用方法)

第11条 第4条及び第5条の規定により、利用券の交付を受けた者が、利用券を使用する場合は、交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。)の手帳番号を利用券に記載し、かつ、障害者手帳を乗務員に提示しなければならない。利用券に手帳番号の記載がない場合又は乗務員に障害者手帳を提示しない場合は、利用券を使用することができない。

(利用券の再交付)

第12条 第4条及び第5条の規定により交付した利用券は、同一通用期間内は再交付しないものとする。

(利用券の返還等)

第13条 利用者が、第2条に規定する資格を喪失したときは、当該利用券をすみやかにその交付を受けた事務

所長に返還しなければならない。

- 2 事務所長は虚偽、その他不正な手段により利用券の交付を受けた者がいるとき、又は利用券を不正に使用した者がいるときは、利用券の返還を命じ、又は以後の交付を停止することができる。

(台帳の整備)

第14条 事務所長は、各事務所で規定する利用券交付台帳を作成し、交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(報告)

第15条 事務所長は、当該月の交付状況について、重度障害者福祉タクシー利用券交付状況報告書（第4号様式）により翌月の5日までに健康福祉局長あて報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施について必要な事項が生じたときは、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年 5月 1日から施行する。

この要綱は、昭和63年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 9年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 6月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

(準備行為)

- 3 利用券の交付その他この要綱を施行するために必要な行為は、この要綱施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。